

2023年度同志社大学大学院司法研究科

履修免除試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は行政手続法（行手法）に関する基本的な理解を問う事例問題である。事例問題としては裁判例を素材とするものではなく、行手法に照らしてどのような行政対応が求められるかを問う形式であるが、これまで勉強してきた行政法についての理解を基礎として具体的な問題について考えることができるかを問う点に変わりはない。

【採点のポイント】

問（１）については、まず個人情報保護法に基づく開示請求が「申請」であることを行手法２条３号の申請の定義に照らして検討し、本問の開示請求について行手法第２章「申請に対する処分」手続の適用が問題となることを確認することが求められる。その上で、行手法７条に照らして具体的に検討することが求められる。

問（２）については、まず行手法５条の適用について検討することが求められる。審査基準を具体的に定め、公にしなければならないことにつき、本問の事例にそくして、どのような場合が権利の濫用に該当するかを具体的に定めることが求められることを指摘する必要がある。

次に、行手法８条の適用について検討することが求められる。理由提示の趣旨を確認し、そこから理由提示として必要とされる程度に関する一般的な判断基準を導いた上で、その基準に照らして個々の事案において具体的にどの程度の理由提示が必要とされるかについて、あらかじめ検討しておくべきであると指摘すべきである。

【講評】

設問において行政手続法の適用を問う問題であると明示したこともあり、全般的にはよくできていたと思う。特に、解答にあたって直ちに行手法第２章の個々の規定について検討するのではなく、まず本問の開示請求が「申請」に該当するか否か、行手法２条３号の定義に照らして検討していた答案が多かった点は、評価したいと思う。

これに対し、本問について不利益処分の問題と捉えた答案も少なくなかったが、行手法の基本的な理解ができていないといわざるをえず、厳しい評価となった。

行政手続法は、行政法総論の中では論理が明確な論点であり、丁寧に学習すれば確実に理解できることから、行政法についての学習量が結果に如実に反映する論点である。良い答案が書けなかった人は、法科大学院入学後は、これまで以上に行政法についての学習量を増やして欲しい。